

【従業員の人権と職場を守るための環境作り】

カスハラ防止のための労務管理セミナー

- ◆そもそもカスハラの定義とは？
- ◆裁判所はどんな判断をするのか？
- ◆「お客様は神様ではない！」時代に、事業主に問われる対策は？

日時

令和6年11月22日(金) 14:00~16:00

会場

国分寺市商工会館 2階会議室

定員

30名(定員になり次第締切とさせていただきます)

【講師】



よつ葉法律事務所
弁護士

内田 直子 氏



石津社労士事務所
特定社会保険労務士

石津 雄美 氏

プログラム

- I カスハラの定義と具体的な裁判例について
よつ葉法律事務所 弁護士 内田直子氏
- II カスハラ防止のための事業主の具体的な対策
石津社労士事務所 特定社会保険労務士 石津雄美氏
- III 質疑・応答

※お申込みは下記にご記入後、11月20日(水)までにFAXにてお願いいたします。

セミナー参加申込書 (FAX:042-323-0560)

貴社名		業種	
ご参加者 ご氏名		TEL	
他ご参加者 ご氏名		FAX	

お問い合わせ先 042-323-1011 ●上記情報は当セミナー以外には利用いたしません。